

〇 5 0 ページ関連

件数：

事案数（個人等（住宅防音等）は世帯数、個人（移転措置）は建物等補償費の戸数及び不動産購入費の契約数の合計で、測量等工事費は含まない。）である。

なお、前年度からの全額繰越事案は、当該年度に計上されている。

個人（住宅防音等）：

障害防止工事、民生安定工事（一般助成、防音助成、空調和機器稼働費）、道路改修工事、防音事業工事（一般防音、防音事業関連維持費）、住宅防音工事（防音工事、機能復旧工事）の合計である。

個人（移転措置）：

建物等補償費、不動産購入費、測量等工事費の合計である。

空調和機器稼働費（民生安定工事）及び防音事業関連維持費（防音事業工事）：

（財）防衛施設周辺整備協会が助成事業として実施しており、当該事業にかかる事務費を含む。

沖縄防衛局直轄工事等：

沖縄防衛局が実施している直轄工事及び委託工事のことである。

〇 5 2 ページ関連

特定防衛施設周辺整備調整交付金：

「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年 6 月 27 日法律第 101 号）」により、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防衛施設であるとき、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ防衛大臣により、あらかじめ、関係行政機関の長と協議のうえ指定される。

- 1 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
- 2 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
- 3 港湾
- 4 その他政令で定める施設

- ・ 大規模な弾薬庫
- ・ 市街地又は市街地化しつつある地域に所在する防衛施設（上記に掲げるものを除く。）で、その面積がその所在する市町村の面積に占める割合（当該防衛施設が2以上の市町村にわたって存在している場合には、当該市町村ごとの割合のうち、最も割合が高い割合）が著しく高いもの。

この特定防衛施設関連市町村に対しては、国から、政令で定める公共用の施設の整備を行うための費用に充てるための、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮のうえ政令で定めるところにより、特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付される。

金武中城湾港に所在する防衛施設：

天願栈橋、陸軍貯油施設、沖繩基地隊及びホワイト・ビーチ地区に限る。

○54 ページ関連

助成交付金及び調整交付金：

米軍等を使用させている国有固定資産や、米軍所有の固定資産には税金が課されないこととなっている。また、米軍に対しては、住民税や電気及びガス税等の市町村民税も非課税となっている。

このことから、基地の所在する市町村に対しては税収減や、基地あるがゆえの財政需要増大に対する措置として、助成交付金及び調整交付金が交付されることとなっている。

助成交付金：

国有提供施設等所在市町村助成交付金。「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和32年5月16日法律第104号）」の定めるところにより、国が所有する固定資産のうち、在日米軍に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する固定資産が所在する市町村（基地所在市町村）に対し、当該固定資産の価格（固有財産台帳価格）、当該市町村の財政の状況等に応じて、交付される。

助成交付金は、米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対応するために、使途に制限のない一般財源として毎年度交付されるものである。

調整交付金：

施設等所在市町村調整交付金。米軍施設所在市町村においては、「日米地

位協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和 27 年 4 月 28 日号外法律第 119 号）」により、米軍の所有する固定資産には固定資産税や都市計画税を課することができず、また、市町村民税も非課税となっている。一方、基地外に居住する軍人・軍属やその家族については、一般住民と同様に道路、水道、ごみ処理、し尿処理、消防等の公共的サービスを市町村から受けている。しかし、これらの非課税措置による税収減や財政需要の増加に対する補てん措置が行われておらず、すべて市町村の財政負担となっている。

これら市町村の税財政上の問題について、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会、その他基地関係団体により新たに特別の交付金制度を設けるべきであるとして要請した結果、昭和 45 年度から「施設等所在市町村調整交付金交付要綱」により、交付されている。

助成交付金が法律補助であるのに対し、調整交付金は補助金的性格からの予算措置であり、助成交付金の対象となる国有資産と対象外である米軍資産との均衡、及び米軍に係る市町村民税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、毎年度基地所在市町村に交付されるものである。

〇 5 6 ページ関連

その他の注意事項：

嘉手納弾薬庫地区の賃借料には、コザ残地補償の賃借料（昭和 48 年度～昭和 54 年度）を含む。

施設全体が国有地：

那覇サービス・センター、津堅島訓練場、赤尾嶼射撃場
宮古島ボルタック施設

米軍が共同使用する自衛隊施設の賃借料：

米軍が日米地位協定第 2 条 4 項 (b) により共同使用する自衛隊施設として、浮原島訓練場の賃借料については、「自衛隊基地賃借料」に計上されている。そのため、昭和 54 年度以降、空欄としてある。

〇 6 4 ページ関連

その他の注意事項：

- ① 「陸上自衛隊那覇駐屯地鏡水宿舎」の賃借料については、陸上自衛隊那覇駐屯地に含まれている。
- ② 「自衛隊那覇病院」については、航空自衛隊那覇基地に含まれている。
- ③ 航空自衛隊宮古島分屯基地の賃借料には、「航空自衛隊宮古島分屯基地隊外連絡所」の賃借料（昭和 56 年度及び昭和 59 年度）を含む。

施設全体が国有地：

航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎
航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地野原宿舎
航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地新里宿舎
陸上自衛隊那覇駐屯地賀数宿舎
陸上自衛隊那覇駐屯地阿波根宿舎
陸上自衛隊与那国島駐屯地祖納宿舎
陸上自衛隊与那国島駐屯地比川宿舎
陸上自衛隊宮古島駐屯地平良第一宿舎（仮称）
与那国海洋観測施設

〇 6 8 ページ関連

漁船操業制限法による漁業損失補償：

米軍が演習等の目的で日本国の領海及び近傍の公海部分を使用するため、漁船の操業の制限又は禁止される場合、これに伴う損失については、漁船操業制限法（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律）に基づき、日本国が補償することになっている。

〇 8 4 ページ関連

平成 2 年 6 月 19 日日米合同委員会・確認事案：

いわゆる「23 事案」。昭和 63 年 4 月、沖縄県知事が米国政府に対し行った整理縮小の要請を踏まえ、沖縄の米軍基地の整理・統合について検討を行っていた日米合同委員会は、平成 2 年 6 月 19 日、その検討作業結果を発表した。これにより、県知事要望事案 3 件（県知事が米国政府に対し要望を行ったもの）、安保協事案 9 件（前回までの日米安全保障協議委員会です承された施設・区域の整理統合計画のうち、未だ実施されていないもの）、軍転協事案 8 件（沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の返還要望）及び米側事案 3 件（米側が返還可能としたもの）の計 23 件（「23 事案」）についての返還に向けた所要の調整・手続きを進めることが確認された。

〇 8 5 ページ関連

S A C O：

「沖縄に関する特別行動委員会 (Special Action Committee on Okinawa)」。平成 7 年（1995 年）11 月に、日米両政府が、沖縄における米軍施設・区域の整理・統合縮小の促進と航空機騒音等、基地から派生する諸問題による県民の負担を軽減するために、日米安全保障協議委員会の中に設置した協議機関。

平成8年（1996年）12月に、11施設、約5,002ヘクタールの返還等が最終合意された。

〇90 ページ関連

県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練：

これまで、キャンプ・ハンセンにおいては、砲座と着弾地の間を通っている県道104号線を封鎖しての実弾砲撃演習が行われていたが、平成8年12月の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の最終報告において、平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止めることが合意された後、平成9年6月には、本土での訓練計画が日米合同委員会で合意されたため、沖縄での演習は事実上、平成9年3月7日を最後に廃止された。

なお、同訓練については、現在、矢白別演習場（北海道）、王城寺原演習場（宮城県）、北富士演習場（山梨県）、東富士演習場（静岡県）、日出生台演習場（大分県）の計5カ所の演習場において、分散・実施されている。

〇96 ページ関連

罪種の内訳：

- 凶悪犯 — 殺人、強盗、放火、強姦
- 粗暴犯 — 凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
- 窃盗犯 — 窃盗
- 知能犯 — 詐欺、横領、偽造、汚職、背任
- 風俗犯 — 賭博、わいせつ
- その他 — 公務執行妨害、住居侵入、器物損壊等上記以外の罪種